

【申請書（2部）】

提出部数：2部

※省令改正により記名のみ（押印不要）で申請できるようになりました。

[注意]

- ・ 認定書は2部のうち1部を添付して交付します。
- ・ 2部ともホチキス止め又はクリップ止めで構いません。
- ・ 県での確認時に誤記入等が発見された場合は、修正後のものに差替えていただきます。
- ・ 申請者控え、会計事務所控え等が必要な場合には、これとは別に作成してください（次の捨印対応の場合も同様）。

＜捨印による修正対応をご希望される場合＞

従来と同様に捨印（法人実印）による修正対応も可能となりました。この場合は次のとおりご提出ください。

提出部数：2部（正本1部+副本1部）

※正本は捨印のみ、副本は袋綴じにして捨印・割印を押印

[注意]

- ・ 認定書は副本を添付して交付します。
- ・ 捨印は正本・ 副本いずれも 1 枚目の上部余白の中央付近に押印してください（2 枚目以降は不要）。
- ・ 正本はホチキス止め又はクリップ止めで可です。
- ・ 副本は袋綴じにして、表と裏に法人実印の割印を押印してください。
- ・ 別紙を参照させる場合（株式を保有する同族関係者等）は、「別紙」も一緒に袋綴じしてください。
- ・ 添付書類は袋とじしないでください。

(捨印対応を希望される場合の副本)

Diagram illustrating the back of a Japanese envelope (kimbako) with labels for various parts:

- 様式第8の4** (Form No. 8-4)
- 捨印** (Seal to be discarded)
- 印** (Seal)
- 令和〇年〇月〇日** (Reiwa 0 Year 0 Month 0 Day)
- 割印 (表と裏)** (Seal (Front and Back))
- 印** (Seal)
- 袋綴じ** (Envelope closure)

【添付書類（各 1 部）】 ※2 部以上提出しないでください。複数同時申請の場合、重複書類の省略は可です。

1. 定款の写し（原本証明が必要）

- ・ 認定申請基準日（P12 記載例の吹出し参照）において有効な定款の写しを添付してください。
- ・ この写しに、認定申請日と同じ日付で原本証明をしてください（押印は不要）。
- ・ 原本証明は定款とは別葉にして添える形式でも構いません。
- ・ 会社名、所在地、目的、株式発行の有無等の変更をしているが定款を改訂していない（履歴事項全部証明書と異なる）場合は、変更した際の議事録の写し等をあわせて添付してください。

＜原本証明の例＞

この写しは、第二種特例相続認定申請基準日（令和●年●月●日）における当社定款の原本と相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇製作所
代表取締役 〇〇 〇〇

2. 株主名簿の写し（原本証明が必要）※①②の各時点のもの

① 相続の開始の時（遺産分割協議等による株式の移動を反映）

② （第二種特例相続）認定申請基準日

[注意]

- ・認定申請日と同じ日付で原本証明をしてください（押印は不要）。
- ・持分会社の場合は、①～②の各時点での当時の定款の写しを添付してください。
- ・自己株式や完全に議決権のない種類株、単元未満の株式、相互保有株式（会社法第 308 条により議決権行使ができない場合：申請会社が議決権数の 25%以上を保有する他の会社が保有する株式等）など、議決権がない株式に御注意ください。



株主名簿			
令和〇年〇月〇日			

原本証明

3. 履歴事項全部証明書の原本（認定申請基準日以降に発行されたもの・コピー不可）

- ・認定申請基準日以降に取得したもの。
- ・謄本のコピーや登記情報提供サービス利用による印刷物は不可。
- ・経営承継相続人（後継者）が相続開始の時よりも前から役員に就任していることがわかるもの（ただし、被相続人が 70 歳未満で死亡した場合又は相続発生前に確認を受けた特例承継計画に特例後継者として記載されている場合には、役員に就任している必要はない）。
- ・経営承継相続人（後継者）が第二種特例相続認定申請基準日には代表者に就任していることがわかるもの。

4. 遺言書又は遺産分割協議書の写しその他当該株式の取得の事実を証する書類

5. 相続税の見込額を記載した書類

○相続により取得した株式に係る相続税の見込額及び納税猶予見込税額を記載した書類（様式自由）。

○相続税申告書第 1 表、第 8 の 2 表及びその附表、第 11 表でも可。

[作成のポイント]

以下の事項が記載されていること。

- ・ 1 株当たりの評価額（税法に基づく株価）。
- ・ 相続人（後継者）が相続又は遺贈を受けた株式数。
- ・ 通常どおり相続税を払うとした場合の相続株式に係る相続税。
- ・ 納税猶予を受けようとする相続税額。

6. 従業員数証明書及び証明書類（相続開始の日の従業員数）

表紙（様式自由。下記例を参考にしてください）に、①厚生年金保険の標準報酬月額決定通知書、②健康保険の標準報酬月額決定通知書、③その他の証明書類を添付してください。

令和●年●月●日
従業員数証明書 神奈川県知事 殿 株式会社〇〇製作所 代表取締役 〇〇 〇〇
相続の開始の時（令和〇年〇月〇日）における当社の従業員数は１００人であることを証明します。

※令和●年●月●日は、認定申請日と同じ日付で作成してください。押印は不要です。

〔証明書類とは〕

常時使用する従業員の数を証する次の書類になります。なお、短時間労働者は従業員数から除きます。

▶厚生年金保険法、健康保険法に基づく標準報酬月額の決定を通知する書類

（標準報酬決定通知書・資格取得確認通知書・資格喪失確認通知書、又は被保険者縦覧照会回答票）

▶75歳以上の者（正社員なみの雇用形態の者（平均的な従業員と比して労働時間が4分の3以上）に限る）
の場合は、2月を超える雇用契約書及び相続開始の日前後の給与明細書

▶使用人兼務役員がいる場合は、兼務役員雇用実態証明書、雇用保険の被保険者資格を証する書類、
2月を超える使用人としての雇用契約書及び使用人給与明細書など、いずれかの使用人としての職
制上の地位を証する書類

〔証明書類の添付手順〕

<手順1>

相続開始の日から見て直前に、日本年金機構等から通知を受けた「健康保険・厚生年金保険被保険者標準月額決定通知書（通知対象外の方の「(同) 改定通知」を含む）」（毎年7～9月頃）の写しを添付してください（事業所ごとに通知を受けている場合は全ての事業所について添付）。

※相続の年の通知が来る前に相続が開始した場合は、前年の通知書の写しを添付。

なお、上記通知書に代えて「被保険者縦覧照会回答票」で証明する場合は、相続開始の日から一
定期間（約2～3週間）経過後に、健康保険・厚生年金の手続きの終了を確認の上で年金事務所へ
申請（退職者も含めて請求）し交付された回答票の写しを添付。この場合、手順2は不要です。

<手順2>（「被保険者縦覧照会回答票」で証明する場合は不要）

上記決定手続き以降、相続開始の日までの間に被保険者の増減があった場合には、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」または「健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書」の写しを時系列に揃えて添付。なお、手順1の※に該当した場合には、相続の年の
「健康保険・厚生年金保険被保険者標準月額決定通知書」の写しも添付。

<手順3>

上記手順で揃えた各通知書に記載された方のうち、短時間労働者、役員、使用人兼務役員について、その旨が分かるマークを付記（例：短時間労働者⇒短、役員⇒役、使用人兼務役員⇒使）。

なお、厚生年金保険・健康保険は、段階的に短時間労働者への適用が拡大されており注意が必要です。県での確認時に、決定通知書に記載されている「標準報酬月額」により、事業所の所在地における最低賃金額から逆算して、短時間労働者（所定労働時間の4分の3未満の勤務形態の者）と推測される者が含まれている場合には、確認の上で従業員数から除外していただきます。

(例) 所定労働時間 (日) : 8 時間、年間休日 : 125 日、最低賃金 : 1,162 円とした場合

$$\text{年間所定労働時間} = \text{年間労働日数} \times \text{所定労働時間（日）} = (365 - 125) \times 8 = 1,920\text{H}$$

標準報酬月額判定の目安＝ (1,920H×1,162 円) ÷12 ヶ月×3/4＝139 千円 (月額)

＜手順4＞

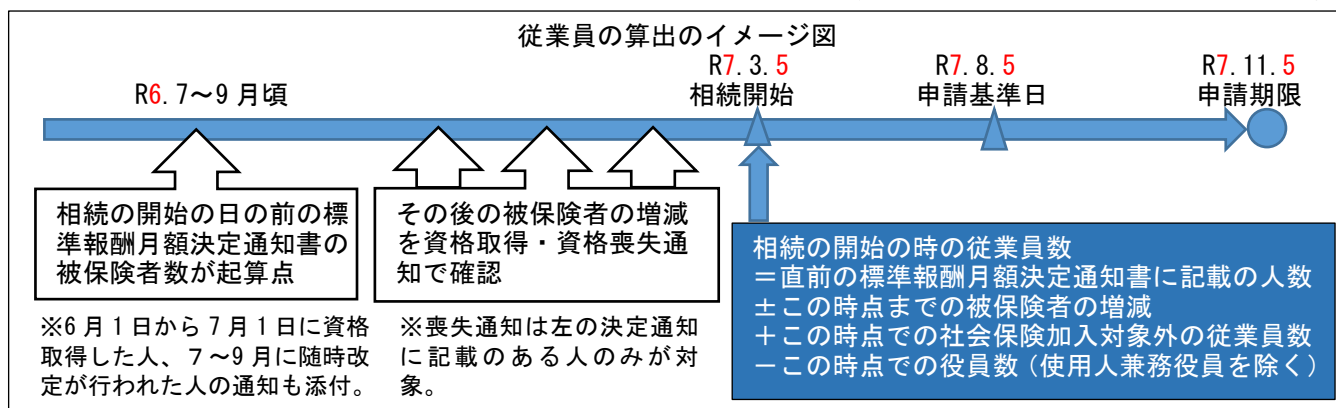
厚生年金保険または健康保険のいずれも加入対象でない従業員（例：75歳以上の従業員）がいる場合には、その方の雇用契約書（2月を超える雇用であり、正社員並みの雇用形態であることがわかるもの）及び給与明細書（相続開始の日又は相続認定申請基準日前後のもの）の写しを添付。

＜手順5＞

厚生年金保険または健康保険の加入対象者に、使用人兼務役員がいる場合は、使用人としての職制上の地位が分かる書類や雇用保険に加入していることが分かる書類等を添付。

<手順6>

以上の手順により揃えた証明書類に基づき、従業員数が多い場合には、「従業員数算出整理表」等により整理し算出した上で、相続の開始の時に常時雇用従業員数を明記した表紙（前頁例）に添付。



従業員数が多い場合には、下表「従業員数算出整理表」を活用するなどして、従業員数を算出してください（県ホームページにてダウンロードできますのでご活用ください。なお、必須ではありません。）。

[illegible]

7. 認定申請基準事業年度*の決算関係書類等

* P12 記載例の吹出し参照。

《ケース 1》従業員数 5 人以上の企業

以下の全ての要件を満たしている場合（規則 6 条 2 項各号に掲げる事業実態要件を満たしている場合）

- ☐ 常時使用する従業員（後継者と生計を一つにする親族を除く）が 5 人以上いること
- ☐ 事務所、店舗、工場などを所有している又は賃借していること
- ☐ 相続の開始の日までに引き続いて 3 年以上事業を行っていること

* 認定申請書の特定資産等に係る明細表の（1）～（30）欄の記載が不要になります（空欄でよい）。

① 相続の開始の日の 3 年前の日を含む事業年度以降の各事業年度分の決算書類

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書（販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書等含む）
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表
- ・ 事業報告書（又は法人事業概況説明書）
- ・ 減価償却明細表（固定資産台帳）
- ・ 勘定科目内訳書

4 期分になる場合があります！

② 事業実態を証する書類

- ・ 本社、事業所、工場など従業員が勤務するための物件を所有又は賃借していることがわかる書類（最新の土地・建物の謄本や賃貸借契約書の写しなど）
- ・ 商品販売、役務提供などの業務を 3 年以上（相続開始の日から 3 年前：事業年度とは異なる）引き続いて行っていることがわかる書類

（売買契約書、請負契約書や取引先が発行した請求書などの写し：相続開始の日の 3 年前の月から相続開始の日の月までの間、「契約書等」の場合は契約期間が毎月つながるように、「請求書等」の場合は毎月 1 件（計 37 件）を選定し添付。）

《ケース 2》従業員数 5 人未満の企業

ケース 1 に該当しない場合（事業実態要件を満たさない場合）

① 認定申請基準事業年度（当該事業年度が複数ある場合は各期）に関する決算書類

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表
- ・ 事業報告書（又は法人事業概況説明書）、
- ・ 減価償却明細表（固定資産台帳）
- ・ 勘定科目内訳書
- ・ 法人税申告書別表 4（相続の開始の日の 3 年前の日を含む事業年度以降の各事業年度分）の写し

② 認定申請書に記入した特定資産明細表を裏付ける書類

- 認定申請書の特定資産明細表の有価証券の項目において「特別子会社の株式または持分（※4）を除く）」欄に記入した場合
 - ・当該事業年度末日現在における当該特別子会社の株主名簿の写し（原本証明）
 - ・当該事業年度末日以降の当該特別子会社の履歴事項全部証明書の原本
 - ・当該事業年度末日の翌日からみて直前以降の当該特別子会社の事業年度に関する特定資産明細表
 - ・同上の当該特別子会社の事業年度に関する決算書類〔当該特別子会社が事業実態要件を満たす場合はケース1と同様の書類（明細表（1）～（30）欄の記載省略も同様）及び従業員数証明書（証明書類含む）。満たさない場合はケース2と同様。〕
- 認定申請書の特定資産明細表の不動産の項目において「現に自ら使用しているもの」欄に記入した場合
 - ・当該不動産を自ら使用していることがわかる書類（会社パンフレット、所在地等が確認できる外観写真、地図の写しなど）
- 認定申請書の特定資産明細表の不動産の項目において、1つの物件を「現に自ら使用しているもの」欄と「現に自ら使用していないもの」欄に按分して記入した場合は次の書類を追加
 - ⇒ 特別子会社等への賃貸なども現に自ら使用していないものに該当
 - ・当該不動産の一部に関する賃貸借契約書の写し
 - ・合理的な按分を行ったことがわかる書類（建物図面の写し、按分計算書（任意様式；土地や建物付属設備等も考慮すること）など）
- 有価証券、不動産、車両等を売却等（車両の下取り等含む）した場合
 - ・譲渡価格等を証する書類（領収書、総勘定元帳の写しなど）

③ やむを得ない事由により資産保有型等に該当した場合に6ヶ月以内に解消したことを証する書類

- ・資産保有型等が解消したことがわかる特定資産明細表又は計算書など
 - ・特定資産明細表又は計算書の日時や金額の根拠を証する書類（試算表、元帳など）
- （注意）事業実態要件の欠落（常時使用する従業員が5人未満になる等）については、「やむを得ない事由」に該当しません。資産管理会社（資産保有型等が常態である会社）が、認定後に事業実態要件を満たさなくなった場合、その時点で納税猶予が打ち切りになるので注意が必要です。

8. 相続開始の日以後、申請企業が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

誓 約 書

令和●年●月●日

神奈川県知事 殿

株式会社○○製作所
代表取締役 ○○ ○○

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第14号の事由に該当する場合）の申請をするにあたり、当社は、相続の開始の時以後において、同法施行規則で規定する上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないことを誓約します。

※令和●年●月●日は、認定申請日と同じ日付で作成してください。押印は不要です。

9. 特別子会社・特定特別子会社に関する誓約書

特別子会社・特定特別子会社が上場会社等や風俗営業会社に該当しないこと等を誓約するものです。

(例1) 特別子会社はあるが、その特別子会社はいずれも外国会社ではなく、かつ、特別子会社が特定特別子会社に該当する場合

誓 約 書

令和●年●月●日

神奈川県知事 殿

株式会社〇〇製作所
代表取締役 〇〇 〇〇

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第14号の事由に該当する場合）の申請をするにあたり、相続の開始の時ににおいて、下記に掲げる当社の特別子会社は、同法施行規則で規定する外国会社に該当しません。

また、相続の開始の時以後において、下記に掲げる特定特別子会社が同法施行規則で規定する上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

〇〇〇〇株式会社（所在地：神奈川県海老名市下今泉 XXX-1）

※令和●年●月●日は、認定申請日と同じ日付で作成してください。押印は不要です。

(例2) 特別子会社はあるが、その特別子会社はいずれも外国会社、特定特別子会社に該当しない場合

誓 約 書

令和●年●月●日

神奈川県知事 殿

株式会社〇〇製作所
代表取締役 〇〇 〇〇

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第14号の事由に該当する場合）の申請をするにあたり、相続の開始の時ににおいて、下記に掲げる当社の特別子会社は、同法施行規則で規定する外国会社に該当しません。

記

〇〇〇〇株式会社（所在地：神奈川県海老名市下今泉 XXX-1）

※令和●年●月●日は、認定申請日と同じ日付で作成してください。押印は不要です。

- (例3) 外国会社である特別子会社があるが、申請会社または申請会社と支配関係にある法人が当該外国会社たる特別子会社の株式等を保有していない場合で、かつ、別の国内会社である特別子会社が特定特別子会社に該当する場合

誓約書

令和●年●月●日

神奈川県知事 殿

株式会社〇〇製作所
代表取締役 〇〇 〇〇

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第14号の事由に該当する場合）の申請をするにあたり、相続の開始の時において、当社又は当社による支配関係にある法人が、下記1に掲げる当社の特別子会社の株式を有していないことを誓約します。
また、相続の開始の時以後において、下記2に掲げる当社の特定特別子会社が同法施行規則で規定する上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないことを誓約します。

記1

EbinaCo.Ltd.（所在地：XXXX ebina central street…USA）

記2

〇〇〇〇株式会社（所在地：神奈川県海老名市下今泉 XXX-1）

※令和●年●月●日は、認定申請日と同じ日付で作成してください。押印は不要です。

※特別子会社が複数ある場合でも、要件を満たしていることを1枚にまとめて記載して構いません。

- (例4) 外国会社である特別子会社があり、かつ、申請会社または申請会社と支配関係にある法人が当該外国会社たる特別子会社の株式等を保有している場合で、かつ、いずれの特別子会社も特定特別子会社に該当する場合

〔注意〕 この場合、相続の開始の時における従業員が5人以上いることが要件となります。

誓約書

令和●年●月●日

神奈川県知事 殿

株式会社〇〇製作所
代表取締役 〇〇 〇〇

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第14号の事由に該当する場合）の申請をするにあたり、相続の開始の時以後において、下記に掲げる当社の特定特別子会社が同法施行規則で規定する上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

〇〇〇〇株式会社（所在地：神奈川県海老名市下今泉 XXX-1）

Ebinao.Ltd.（所在地：XXXX ebina central street…USA）

※令和●年●月●日は、認定申請日と同じ日付で作成してください。押印は不要です。

※特別子会社が複数ある場合でも、要件を満たしていることを1枚にまとめて記載して構いません。

(例5) 特別子会社がない場合

誓約書

令和●年●月●日

神奈川県知事 殿

株式会社○○製作所
代表取締役 ○○ ○○

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第14号の事由に該当する場合）の申請をするにあたり、相続の開始の時以後において、当社には同法施行規則で規定する特別子会社がないことを誓約します。

※令和●年●月●日は、認定申請日と同じ日付で作成してください。押印は不要です。

10. 戸籍謄本等の原本（相続の開始の時に以下の者のもの）

- ・被相続人（死亡による除籍謄本）
- ・相続人（後継者）
- ・申請会社の議決権を有する親族全員
- ・剰余金の配当等又は損金不算入給与を受けた親族全員（ケース1実態要件に該当の場合は不要）

※戸籍謄本等だけでは親族関係が分からない場合は、関係性が分かる書類（除籍謄本等）

⇒登記された「法定相続情報一覧図」に関係性が全て網羅されている場合は戸籍謄本も含め不要です。

※この他、同族関係者であることを証明する資料をいただくことがあります。

11. 特例承継計画及びその確認書の写し

- ・納税猶予申請と同時に申請する場合には確認書の写しは不要

12. その他、認定の参考となる書類

- ・直前期末から相続の開始の時の間に、資産又は負債に著しい増減があった場合や、合併、株式交換等があった場合には、相続の開始の時の貸借対照表、その事業年度開始の日から贈与時までの損益計算書、株主資本等変動計算書などを提出していただくことがあります。
- ・その他、認定の判断ができない場合、参考となる資料をいただくことがあります。

13. 認定書交付用のあて先が記入されている返信用レターパック等

- ・レターパック（推奨）又は郵送料+特定記録料の切手（不足が生じないよう注意）を貼付した封筒（角2）。
- ・あて先については、認定申請の支援を行っている税理士・公認会計士事務所等でも構いません。

14. 連絡先・担当者の名刺、メモ、送付文など（電話番号、メールアドレス、担当者が分かるもの）

- ・認定申請の支援を行っている税理士・公認会計士事務所等でも構いません。

〔提出書類チェックリスト（第二種特例相続）〕

【申請書（２部）】

□『第二種特例相続認定中小企業者に係る認定申請書』（様式第８の４）

⇒捺印による修正対応希望の場合、正本及び副本（袋綴じ）※添付書類は袋綴じしないでください。

【添付書類（各１部）】※２部以上提出しないでください。複数同時申請の場合、重複書類の省略は可です。

□定款の写し（原本証明が必要）※変更事項を改訂していない場合は議事録の写し等を添付

□株主名簿の写し（原本証明が必要）※①②の各時点のもの

- ① 相続の開始の時（相続開始の日付で、相続による株式移動後のもの）
- ② 第二種特例相続認定申請基準日

□履歴事項全部証明書の原本（認定申請基準日以降に発行されたもの）

□遺言書又は遺産分割協議書の写し

□相続税の見込額を記載した書類

□従業員数証明書及び証明書類（相続開始の日の従業員数）

⇒証明書類：健康保険・厚生年金保険被保険者標準月額決定通知書、資格取得・資格喪失確認通知書等

□認定申請基準事業年度の決算関係書類等

⇒決算書類のほかに、《ケース１》では、事業所の土地・建物の謄本や賃貸借契約書写し及び相続前３年分の売買契約書、請求書等の写し、《ケース２》では、特定資産明細表を裏付ける書類が必要です。

□申請企業が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

□特別子会社・特定特別子会社に関する誓約書

□戸籍謄本等の原本（相続の開始の時ににおける被相続人、相続人、株式保有等の一定の親族）

□特例承継計画及びその確認書の写し（同時申請の場合は不要）

□その他、認定の参考となる書類（必要な場合のみ）

□返信用レターパック等（返信先を記載）

□連絡先・担当者の名刺、メモ、送付文等（電話番号、メールアドレス、担当者が分かるもの）

〔記載例〕

これはあくまで作成例です。詳しくは経営承継円滑化法施行規則及び申請マニュアル等で御確認ください。

様式第 8 の 4

第二種特例相続認定中小企業者に係る認定申請書

令和 7 年 7 月 1 日

神奈川県知事 殿

郵便番号 243-0435

会社所在地 神奈川県海老名市下今泉 705-1

会社名 株式会社かながわ中小企業

電話番号 046-235-5620

代表者の氏名 神奈川 後継

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第 12 条第 1 項の認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 6 条第 1 項第 14 号の事由に係るものに限る。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 第一種特例経営承継贈与又は第一種特例経営承継相続について

本申請に係る認定にあたり必要な施行規則第 6 条第 1 項第 11 号又は第 12 号の事由に係る第一種特例経営承継贈与又は第一種特例経営承継相続の有無		☒有 ☐無
「有」 の場合	当該贈与者（当該被相続人）	神奈川 先代
	第一種特例経営承継受贈者 （第一種特例経営承継相続人）	神奈川 後継
	☐ 当該贈与の日 ☒ 当該相続の開始の日	令和 7 年 1 月 5 日
	当該第一種特例経営承継贈与又は第一種特例経営承継相続に係る認定の有効期限（当該認定を受ける前の場合は、その見込み）	令和 12 年 11 月 5 日

認定申請書を提出する日。
なお、申請の期限は相続開始の日の翌日から 8 ヶ月を経過する日です。
申請の期限が土日祝日の場合は、次の平日が期限となります。
（当日消印有効）

会社所在地、会社名、代表者の氏名は、会社の登記簿謄本と同様の記載とします。代表者の氏名は記名でも差し支えありません（押印不要）。

第二種は先代経営者からの事業承継税制の適用に係る贈与又は相続以降に相続が発生したものであり、かつ、先代経営者からの贈与又は相続に係る認定の有効期間内に相続税申告期限が到来するものに限る。

第一種の贈与又は相続に係る贈与税又は相続税の申告期限の翌日から 5 年を経過する日を記載します。

11

2 被相続人及び第二種特例経営承継相続人について

相続の開始の日

第二種特例相続認定申請基準日

相続税申告期限

第二種特例相続認定申請基準事業年度

令和 7 年 2 月 23 日

令和 7 年 7 月 23 日

令和 7 年 12 月 23 日

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

第二種特例相続認定申請基準日とは、相続開始の日の翌日から5ヶ月を経過する日（応当日：曜日は関係しない）です。

申告期限が土日祝日の場合は、次の平日が期限となります（国税庁HP要確認）。

第二種特例相続認定申請基準事業年度とは、以下①～③に該当する全ての事業年度。
① 相続開始の日の直前の事業年度
② 第二種特例相続認定申請基準日の翌日の直前の事業年度
③ ①と②の間の事業年度
記載例では、相続開始の日の直前＝令和 6 年 3 月期と第二種特例相続認定申請基準日の翌日の直前＝令和 7 年 3 月期の2期が該当するので見本は2段書としています（2期間を合わせても可）。別紙1の特定資産の状況も事業年度ごとに作成します。

総株主等
議決権数

相続の開始の直前
相続の開始の時

(a)
(b)

1, 000個
1, 000個

被相続人

氏名
最後の住所
相続の開始の日の年齢

神奈川 妻子
神奈川県海老名市下今泉 705-1
79 歳

第二種特例経営承継相続人

氏名
住所
相続の開始の日の年齢
相続の開始の直前における被相続人との関係
相続の開始の日の翌日から5ヶ月を経過する日における代表者への就任の有無
相続の開始の直前における役員への就任の有無
相続の開始の時における過去の法第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第7号又は第9号の事由に係るものに限る。）に係る受贈の有無又は法第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第8号又は第10号の事由に係るものに限る。）に係る相続若しくは遺贈の有無
相続の開始の時における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合
保有議決権数及びその割合
相続の開始の時における同族関係者

氏名
住所
相続の開始の日の年齢
☒直系卑属
☐直系卑属以外の親族
☐親族外
☒有 ☐無
☒有 ☐無
☐有 ☒無
(c)+(d)+(e) 875個
((c)+(d)+(e))/(b) 87.5%
(c) 700個
(c)/(a) 70.0%
(c)+(d) 800個
((c)+(d))/(b) 80.0%
(*)のうち租税特別措置法第70条の7の6第1項の適用を受けようとする株式等に係る数(*)
(*)のうち第二種特例相続認定申請基準日までに譲渡した数
被相続人から相続又は遺贈により取得した数(*)
(d) 100個
100個
0個
氏名(会社名)
住所(会社所在地)
保有議決権数及びその割合
横浜 長女
神奈川県横浜市中区尾上町5丁目80番地
神奈川中小物流(株)
神奈川県海老名市下今泉705-1
(e) 25個
(e)/(b) 2.5%
(e) 50個
(e)/(b) 5.0%

過去、後継者が、事業承継税制の適用に係る贈与を受けていないこと（同一者からの納税猶予適用は1回のみ）が要件です。

パーセンテージは、小数点第1位まで記載＝第2位以下切り捨て（以下同様）。

納税猶予の適用を希望する、経営承継相続人（後継者）が相続の結果有することとなった議決権に制限のない株式に係る議決権数となります。

経営承継相続人（後継者）が「納税猶予対象株式を継続して保有していること」の要件確認です。従って、この欄は、0個でないとい要件を満たしていないことになります。

申請会社の議決権を保有する同族関係者が複数いる場合は、欄を追加し記載してください（別紙可）。なお、相互保有関係にある同族会社で、会社法第308条により議決権行使ができない場合は含めません。

12

3 会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式について

会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*3)の発行の有無		有 ☐ 無 ☒	
(*3)を発行している場合にはその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	

（備考）

① 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

2

拒否権付種類株式（いわゆる黄金株）を発行している場合に記載します。

(別紙 1)

従業員数（同一生計の親族を除く）5人以上で「事業実態要件」を満たす場合は、それを証明する書類等を添付することにより明細表の(1)～(30)の記載は省略できます。ただし、その場合においても、「主たる事業内容」「資本金又は出資の総額」「認定申請基準事業年度」「総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）」の欄は記載する必要があります。

認定中小企業者の特定資産等について

複数の事業を行っている場合、売上の一番多い事業について、製造業その他/卸売業/小売業/サービス業などが判別できるように記載してください。

主たる事業内容		機械部品の製造			
資本金の額又は出資の総額		100,000,000円			
認定申請基準事業年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における特定資産等に係る明細表					
種別		内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分（(*4)を除く。）	神奈川中小物流(株)の株式 200 株		(1) 10,000,000 円	(12) 0 円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*4)	—		(2) — 円	(13) — 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの	A社株式 20,000 株		(3) 2,000,000 円	(14) 90,000 円
		B投資信託		1,000,000 円	10,000 円
不動産	現に自ら使用しているもの	海老名市下今泉705-1の土地600㎡のうち3分の2部分	自己使用（本社事務所）	(4) 100,000,000 円	(15) 0 円
		同上の建物のうち1階部分		5,000,000 円	
		上記に係る建物付属設備（電気工事一式）		500,000 円	
		横浜市中区尾上町5丁目80番地の借地権150㎡	自己使用（従業員宿舎）	120,000,000 円	0 円
同上の建物	30,000,000 円				
		記に係る建物付属設備（電気工事一式）		1,000,000 円	

第二種特例相続認定申請基準事業年度は、以下①～③に該当する全ての事業年度になります（主たる事業内容からこの欄は省略できません）。

① 相続開始の日の直前の事業年度

② 第二種特例相続認定申請基準日の翌日の直前の事業年度

③ ①と②の間の事業年度

記載例では、令和6年3月期と令和7年3月期の2期間が該当するので、まずは1期目（令和6年3月期）の状況を記載します。

有価証券とは、金融商品取引法第2条第1項の有価証券及び第2項のみなし有価証券が該当します。

内容欄は該当するものを、銘柄ごとに分けて数量等を記載。帳簿価額は、期末簿価でそれぞれ金額を記載。運用収入欄は、期中の配当金等のほか、売却した時の対価（売却益ではなく売却額）も含まれます。

不動産とは、土地、借地権、建物、建物と一体不可分の付属設備及び建物と同一視できる構築物が該当します。

内容欄は、上記に該当するものを所在・面積及び種別が分かるよう具体的に記載してください。

利用状況欄は、事業用として使用していることが分かるよう記載してください。

＜自ら使用の例＞
本社、支店、工場、従業員宿舎

＜自ら使用ではない例＞
販売用土地、賃貸マンション、役員住宅、遊休地

帳簿価額は、期末簿価でそれぞれ金額を記載してください。

運用収入欄は、期中の受取家賃のほか、期中に売却した時の対価（売却益ではなく売却額）も含まれます。

	現に自ら使用していないもの	海老名市下今泉705-1の土地600㎡のうち3分の1部分 同上の建物のうち2階部分 上記に係る建物付属設備（電気工事一式）	第三者に賃貸（神奈川中小物流㈱本社及び役員住宅）	(5) 50,000,000 円 2,500,000 円 250,000 円	(16) 360,000 円	同一の土地・建物の中に、自社利用している部分とそうでない部分がある場合は、床面積割合など、合理的な方法により土地なども按分して記載してください。 ⇒計算明細及び根拠資料（土地・建物謄本、建物平面図など）資料添付。 この記載例では、1階を自ら使用し、2階を関係会社及び役員に賃貸しているため、同一不動産を床面積割合で按分し、自ら使用欄と使用していない欄に分けて記載してください。
		横浜市中区日本大通1の建物	遊休資産	50,000,000 円	0 円	
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの	—	—	(6) — 円	(17) — 円	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利において、事業の用に供する目的のものには、例えばゴルフ会員権販売事業者が保有する在庫等が該当します。 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石において、事業の用に供する目的のものには、例えば宝石販売事業者が保有する在庫等が該当します。 期中において資産を売却した場合の記載例です。 この記載例は、絵画Eを3百万で売却し、期末の帳簿価額は0円、運用収入として売却対価（売却益ではなく売却額）を記載します。 「現預金その他これらに類する資産」とは、申請会社の資産のうち、現金や各種預貯金だけでなく、保険積立金等の積立金なども該当します。 「貸付金及び未収金その他これらに類する資産」とは、申請会社の資産（債権）のうち、経営承継相続人（後継者）及びその同族関係者に対する預け金や差し入れ保証金、立替金等も該当します。 利用状況欄には、貸付金・未収金の債務者又は会社名を記載してください。
	事業の用に供しない有するもの	Cゴルフ倶楽部会員権	投資目的	(7) 3,500,000 円	(18) 0 円	
		Dリゾート利用券	遊休資産	1,000,000 円	0 円	
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの	—	—	(8) — 円	(19) — 円	
	事業の用に供しない有するもの	絵画E	観賞用	(9) 0 円	(20) 3,000,000 円	
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	現金 当座預金 定期預金 保険積立金		(10) 100,000,000 円 200,000,000 円 30,000,000 円 20,000,000 円	(21) 0 円 0 円 10,000 円 0 円	
	経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者等（施行規則第1条第17項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	短期貸付金	神奈川先代に対する短期貸付金	(11) 5,000,000 円	(22) 0 円	
		未収入金	神奈川中小物流㈱に対する未収入金	30,000,000 円	0 円	
		未収入金	Kanagawa Co.Ltd.に対する未収入金	20,000,000 円	0 円	

「資産の帳簿価額の総額」は、貸借対照表の資産の部の合計額を記載します（ただし、①貸倒引当金、投資損失引当金などを計上している場合は、引当て前（控除前）の金額を記載。②減価償却資産・特別償却資産・圧縮記帳資産は、減価償却資産累計額・特別償却準備金・圧縮積立金等を控除後の価額を用いる（直接原価方式に合わせ計算））。

特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) 515,250,000 円	特定資産の運用収入の合計額	(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22) 3,470,000 円
資産の帳簿価額の総額	(24) 1,000,000,000 円	総収入金額	(26) 500,000,000 円
認定申請基準事業年度終了の日以前の 5 年間（相続の開始の日前の期間を除く。）に経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等	(27) －円
		損金不算入となる給与	(28) －円
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29)=((23)+(27)+(28))/((24)+(27)+(28)) 51.5%	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30)=(25)/(26) 0.6%
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）		450,000,000 円	

損益計算書の売上高を記載（この欄は省略できません）。

「総収入金額」は、損益計算書の「売上高＋営業外収益＋特別利益」の合計額を記載します。
ただし、期中に固定資産や有価証券の売却があった場合は、売却損益の額を売却額（対価）に直してから金額を加算し総収入額を計算。車の下取りなども下取り額で計算します。

「剰余金の配当等」は、当該期間中に経営承継相続人及びその同族関係者に支払われた剰余金や配当金の合計額を記入します。
「損金不算入となる給与」は、当該期間中に経営承継相続人（後継者）及びその同族関係者に支払われた給与のうち、法人税法第 34 条及び第 36 条により損金に算入されない金額があった場合にその合計を記入します。なお、記載例では相続開始の日前の期間なのでいずれも非該当（追加する別紙 1 の期間では R5.1.2～3.31 が該当）。

やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合

該当した日	年 月 日
その事由	
解消見込み時期	年 月 頃

（別紙 1）

認定中小企業者の特定資産等について

主たる事業内容		機械部品の製造			
資本金の額又は出資の総額		100,000,000円			
認定申請基準事業年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）における特定資産等に係る明細表					
種別		内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分（(*4)を除く。）	神奈川中小物流(株)の株式 200 株		(1) 10,000,000 円	(12) 0
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分 (*4)	—		(2) —円	(13) —円
以下省略					

例えば、設備投資のために銀行借入をした場合など、事業の都合上やむを得ず一時的に特定資産の割合が 70%以上になった場合、6ヶ月以内に解消された場合には、資産保有型会社とみなさず認定を受けることができます。

第二種特例相続認定申請基準事業年度は、以下①～③に該当する全ての事業年度になります（主たる事業内容からこの欄は省略できません）。
① 相続開始の日の直前の事業年度
② 第二種特例相続認定申請基準日の翌日の直前の事業年度
③ ①と②の間の事業年度
記載例では、令和 6 年 3 月期と令和 7 年 3 月期の 2 期が該当するので、令和 7 年 3 月期の別紙 1 をさらに作成します。

(別紙 2)

認定中小企業者の常時使用する従業員の数及び特別子会社について

1 相続認定中小企業者が常時使用する従業員の数について

常時使用する従業員の数	相続の開始の時 (a)+(b)+(c)-(d)	100人
厚生年金保険の被保険者の数	(a)	96人
厚生年金保険の被保険者ではなく健康保険の被保険者である従業員の数	(b)	7人
厚生年金保険・健康保険のいずれの被保険者でもない従業員の数	(c)	0人
役員（使用人兼務役員を除く。）の数	(d)	3人

2 相続の開始の時以後における特別子会社について

区分	特定特別子会社に <u>該当</u> / 非該当		
会社名	神奈川中小物流株式会社		
会社所在地	神奈川県海老名市下今泉 705-1		
主たる事業内容	運送業		
資本金の額又は出資の総額	50,000,000 円		
常時使用する従業員の数	15 人		
総株主等議決権数	(a)	1,000 個	
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
	神奈川 後継	神奈川県海老名市下今泉 705-1	(b) 800個 (b)/(a) 80.0%
	株式会社かながわ中小企業	神奈川県海老名市下今泉 705-1	(b) 200個 (b)/(a) 20.0%

区分	特定特別子会社に 該当 / <u>非該当</u>		
会社名	KanagawaCo.Ltd.		
会社所在地	705-1 ebina central street...USA		
主たる事業内容	製造業		
資本金の額又は出資の総額	50,000 \$		
常時使用する従業員の数	10 人		
総株主等議決権数	(a)	50,000 個	
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
	神奈川 次男	神奈川県海老名市下今泉 705-20	(b) 30,000 個 (b)/(a) 60.0%
	Taro Ebinanya	700-10 ebina central street...USA	(b) 20,000 個 (b)/(a) 40.0%

(a) 欄には、厚生年金保険に加入している人数を記載してください。なお、正規従業員と比較して 4 分の 3 に満たない短時間労働者等は含みません（以下同様）。

(b) 欄には、厚生年金保険の加入対象外で健康保険のみに加入（70～74 歳）の常時使用する従業員数を記載してください。

(c) 欄には社会保険加入対象外（75 歳以上）の常時使用する従業員数を記載してください。

(d) 欄には、(a)～(c) でカウントした方のうち、役員数を記載してください（会社にいる全役員の数ではない）。なお、役員とは株式会社の場合には、取締役、会計参与、監査役を指しますが、使用人兼務役員の方を含みません。

相続開始の時以後に特別子会社が複数ある場合は表を追加して、それぞれ記載してください。

なお特別子会社、特定特別子会社とは以下のとおりです。

<特別子会社>
申請会社とその代表者（経営承継相続人）及び同族関係者が保有する議決権が、総議決権の過半数に達する会社を指す。いわゆる「子会社」とは定義が異なります。

<特定特別子会社>
特別子会社のうち、申請会社とその代表者（経営承継相続人）及び代表者と生計を一にする親族等の同族関係者が保有する議決権が、総議決権の過半数に達する会社を指します。

「株主又は社員」欄は、議決権を有する株主（持ち分会社の場合は社員）について、欄を追加するなどして全て記載してください（別紙可）。

〔申請窓口（申請書提出先）〕

登記上の本社所在地が神奈川県の中小企業の方は、次の窓口が申請書の提出先になります。なお、郵送のみの受付となります（消印有効）。

名 称	所 在 地	電 話
かながわ中小企業成長支援ステーション	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県中小企業支援課内	0 4 5 - 2 8 5 - 0 7 4 8

※ 申請窓口へ来訪し相談される場合は、事前の電話予約が必要です。